

1. 一般事項

- 1.1 本条件書中の以下の用語は、以下の意味を有する。
- 1.1.1 「**本契約**」とは、商品の販売及び引渡しに関してコービオンと顧客との間で締結されるあらゆる契約（書面、口頭を問わない。）のことを意味する。「**コービオン**」とは、コービオンジャパン株式会社及び/又はその子会社、関連会社若しくはグループ会社を意味する。
- 「**顧客**」とは、コービオンが供給する商品の供給先である人物、会社又は企業のことを意味する。
- 「**商品**」とは、本契約に基づき、コービオンが顧客に供給するあらゆる性質の商品（その全体若しくは一部を含む。）、又は顧客がコービオンから受領するあらゆるサービスのことを意味する。
- 「**当事者**」とは、コービオン及び顧客のことを意味する（個別の場合は「**当事者**」と称する）。
- 「**制限対象者**」とは、以下のいずれかに該当する者又は法的主体のことを意味する。
- (i) 米国により「特別指定国民及び資格停止者（SDN）」として指定される者又は法的主体
 - (ii) SDN指定以外の方法で米国が実行する「制裁」（以下に定義する。）の対象とされ、本契約に基づき合意され又は履行される取引が禁止される者又は法的主体
 - (iii) 欧州連合（EU）又はそのいずれかの加盟国が実行する「制裁」に基づき指定される者又は法的主体
 - (iv) 英国が実行する「制裁」に基づき指定される者又は法的主体
 - (v) (i)、(ii)、(iii)及び(iv)において言及される何らかの者の単独又はそれらの組み合わせにより所有又は支配される者又は法的主体
 - (vi) (i)、(ii)、(iii)及び(iv)において言及される何らかの者の単独又はそれらの組み合わせと関係し、又は当該者を代理して若しくは代理と称して行為する者又は法的主体
 - (vii) 上記以外の方法で何らかの「制裁」の対象とされる者又は法的主体

「**制裁**」とは、以下を含むがこれらに限られない、コービオン又は顧客が自己の権利によって行為するか、又は自己を代理して行為するその関連会社、所有者、役員、従業員、代理人その他の者を通じて行為する者にかかわらず、顧客又はコービオンの事業、商取引及び活動又は当該活動等の将来的な相手方に対して適用される範囲のあらゆる貿易、経済又は金融の制裁に係る法律、規則、禁輸又は制限措置のことを意味する。

- a) EUにより実行される経済制裁
- b) 英国により実行される経済制裁
- c) 米国財務省外国資産管理局により維持される当該規則
- d) 米国商務省産業安全保障局により維持される米国輸出管理規則
- e) コービオン若しくは顧客又は本契約に基づく何らかの取引に適用される、その他の法律及び規則

「**仕様**」とは、コービオンの商品の削除の仕様削除のことを意味する。

「**本条件**」とは、本書中に規定される販売条件及びコービオンと顧客との間で書面により合意された特別条件のことを意味する。

- 1.2 別段の書面による合意がある場合を除き、本条件は、コービオンの顧客に対する商品の供給に関する各要求、見積もり、発注及び本契約の一部であり、且つこれらに適用されるものである。
- 1.3 コービオンは、いかなる本契約に関しても、顧客の購入条件の適用を明確に拒否する。
- 1.4 日数についての言及は、暦日を意味するものとする。
2. 見積もり及び契約
- 2.1 コービオンが行う商品販売のための見積もり及びオファーは、承認を条件とする。
- 2.2 顧客からの発注は、発注承諾書を顧客に対して送付することによりコービオンが承認した場合のみ、拘束力を有するものとする。コービオンが発行する発注承諾書により、両当事者間の本契約が構成されるものとする。
- 2.3 商品の数量、品質及び内容は、場合に応じて、コービオンによる承諾書又は納品書に記載の通りとする。
3. 価格
- 3.1 商品の価格は、本契約に記載の価格の通りとする。本契約に特段の定めがない限り、価格には、梱包、荷積み、輸送、倉庫保管及び保険並びに消費税及びその他の税、関税又は賦課金を含まないものとする。
- 3.2 書面による別段の合意がある場合を除き、コービオンは、以下に掲げる事項を反映するため、本契約期間中に価格の調整を行うことができるものとする。(i) コービオンが負担する各構成要素（原材料、成分、添加物（剤）、梱包材、輸送及び物流、コンテナ、保険並びにエネルギーを含む。）の実際の購入原価の上昇、(ii) 製造原価又は人件費の上昇、(iii) 商品の引渡しの日の変更若しくは遅延、(iv) 顧客の要望による商品の数量若しくは仕様の変更、又は(v) 顧客による十分な情報若しくは指示の提供不足による遅延。
4. 支払
- 4.1 書面による別段の合意がない限り、請求書（消費税を含む。）に対する支払は、コービオンが指定する銀行口座宛に、請求書の日付を含む当該月の末日より起算し、翌月末日までに行うものとする。
- 4.2 顧客による支払はすべて、相殺又は減額されることなく、且つ、課税、控除、源泉徴収及びその他の負担を伴わない状態で、日本円（又は発注確認書に定められる通貨）にて行うものとする。
- 4.3 支払期限までに支払いが行われなかった金額については、コービオンは、その時点からコービオンが未払い金額の全額を受領するまで、請求書の総額に対する複利で月利1パーセントの金額（1ヶ月に満たない日数分も満1ヶ月とするものとする。）に、当該未払いにより生じたその他の損害額を加えた金額の支払を要求する権利を有するものとする。本項に従って支払いが行われなかった場合、顧客は、その回収のための弁護士費用（裁判所による手続が否かを問わず）の全額の支払義務を負うものとする。
- 4.4 請求書に関して主張がある場合は、必ず、請求書の日付から7日以内に証拠書類を添付した書面通知をコービオンに対して行わなければならない。上記期間が過ぎた後は、顧客は請求書を承認したものとみなすものとする。顧客は、自らが負う支払義務を留保する権利を有さない。
5. 引渡し
- 5.1 商品の引渡しは、本契約に明記されるインコタームの最新版に従った引渡し条件に基づき行うものとする。本契約においていかなる引渡し条件の合意も行われない場合、引渡しはEXW条件で行うものとする。
- 5.2 引渡し日の予定日は参照目的に限るものである。商品の引渡し日は、コービオンが発注に応じた十分な数量の商品を手入できるか否か、及び、当該商品の引渡しを行うためにコービオンが必要とする合理的に利用可能な物流を手配することができるか否かに左右される。コービオンは、商品の引渡しに関する遅延につきいかなる責任も負担しないものとし、顧客は、遅延を理由として引渡し、発注又は本契約を終了、キャンセル、又は受領拒否する権利を有しない。引渡し日は、本契約の本質的要素ではないものとする。引渡しの遅延が予測される場合、コービオンは、できるだけ速やかにその旨を顧客に通知するものとする。
- 5.3 コービオンは商品分割納品を行うことができるものとし、その場合は、引渡し毎に個別の本契約を締結するものとする。
- 5.4 コービオンの書面による別段の合意がない限り、顧客は、いかなる第三者に対しても商品を転売し、頒布し、又は譲渡することを許可されない。
6. リスク及び所有権の移転
- 6.1 商品に関する損失又は損害のリスクは、そのすべてが引渡しの時点で顧客に移転するものとする。
- 6.2 商品の所有権は、顧客に引渡された商品に関し、本契約に基づいて、及び、本契約又は本条件の遵守不履行によりコービオンが請求できる金額の全額が支払われた後、顧客に移転する。
- 6.3 顧客は、所有権がコービオンに（未だに）帰属する商品が、継続して又は提示をもって確実に特定可能となるようにする義務を負う。顧客は、顧客の義務のいずれか不履行又は不履行が疑われる相当理由がある場合、コービオンは、顧客の費用負担により、コービオンの所有物である顧客の所持下にある商品又は顧客に代わって第三者が所持する商品を、取り

- 戻す権利を有するものとする。
- 6.4 顧客は、引渡された商品で所有権がコービオンに留保されるすべての商品の損失、損害及び窃盗に対する保険に加入し且つこれを維持し、また、その保険証書をコービオンの要求に応じて閲覧可能とすることを約する。
7. 検査、要求及び救済
- 7.1 商品引渡しの際、顧客は、不当に遅延することなく商品が仕様を満たしているか検査するものとする。
- 7.2 引渡し時の正当な検査により発覚した商品の欠陥、滞納又は欠品に関する要求はすべて、引渡し日から14日以内に、及びその他の要求がある場合は、発覚日又は発覚したとされる日から7日以内に、書面により証拠書類と共にコービオンに通知しなければならない。但し、いかなる場合も、商品の引渡し日から6ヶ月を過ぎてはならないものとし、当該通知を行わなかった場合は、要求はすべて放棄されたものとみなされる。
- 7.3 商品が仕様を満たさない場合、その旨について上記に述べたコービオンに対し通知するものとする。その場合、コービオンは、その裁量により、また唯一且つ排他的な救済として、(a) 欠陥商品の交換又は(b) 欠陥商品の価格の返金のうちいずれかを行うことができる。
8. 保証及び責任
- 8.1 顧客は、競争、腐敗、贈収賄防止、制裁及び輸出管理に関する、随時施行されるすべての適用ある法律、規則、規制及び法要件を常に遵守するものとする。
- 8.2 顧客は、顧客又はその関連会社、株主、受益者、役員、取締役、従業員、代理人、(再)委託先、若しくは顧客を支配し、若しくは顧客のために若しくは顧客を代理して行為するその他の者いづれも、制限対象者ではなく、制限対象者と関係しておらず、制限対象者のために又は制限対象者を代理して行為してはいないことを保証する。
- 8.3 コービオンは、コービオンが商品を顧客に売却できる所有権を有していること又は売却時時点で有することを保証し、且つ、顧客に売却する商品は引渡しの時点でいかなる仕様に一致することを保証する。
- 8.4 書面による別段の合意又は本書中の規定がない限り、コービオンはその一切の明示若しくは黙示の表明又は保証を行わず、且つ本書により明確にこれを否認するものとする。上記の表明又は保証には、非侵害、効力の継続、商品の市場性、正確性、所有権、執行可能性、商品の特定の目的への適性、又は法令若しくは基準の準拠を含むが、これらに限定されない。
- 8.5 本契約又は本条件に関連する又はこれらから生じるコービオンの責任は、それが如何に生じるか、また、法律、契約、過失、被害を元に戻す義務、その他の責任の法理に基づき生じるか否かを問わず、いかなる場合であっても、累積で、(a) 当該責任が生じた商品のバッチに対し顧客がコービオンに支払った購入価格の全額、又は(b) 25万ユーロの円貨相当額、の金額のうち、いずれか低い方の額を超えないものとする。
- 8.6 いずれの当事者も、本契約に関連して又は本契約に起因する付随的な、派生的な、特別な、間接的な、又は懲罰的な損害については、その責任を他方当事者に対して負わないものとする。上記の損害には、逸失利益若しくは再調達に要した費用、使用不能損失、商品リサイクル費用、業務妨害、又はその他同類のものを含む。
- 8.7 本契約中に規定の責任の制限は、適用法令の下で許容される最大の範囲にて適用される。本契約中のいかなる規定も、該当する管轄における公序により執行不可能又は無効とされるような態様にて各当事者の責任を制限するものではない。
9. 仕様及びサンプル
- 9.1 コービオンは、適用される法令上の要件に合致する必要がある場合、又は、商品の品質に重大な影響を与えない場合、仕様を変更する権利を有する。
- 9.2 コービオンが顧客の仕様に従って商品を製造又は変更した場合、顧客は、当該仕様を起因して又はこれに関連して生じるコスト、要求、損害及び費用の一切（商品における知的財産権の侵害を含む。）に対し、コービオンを負担するものとする。
- 9.3 書面による別段の合意がない限り、顧客に提供されたサンプルは、情報提供のみを目的としたものであり、いかなる明示若しくは黙示の表明又は保証を意味するものではない。
10. 不履行及び契約解除
- 10.1 以下の事項のいずれかに該当する場合、顧客は契約不履行とする。
- a) 顧客が本契約のいずれかの規定に違反した場合
 - b) 顧客が、破産し、支払停止を要求し、裁判所命令により商業活動を禁じられ、清算を開始し、債務により債権者と示談を行うか、それと同様の行為を行い若しくは行為を受け、支払期限が到来した債務の支払が不能となっているか、又は、裁判所により監督される破産、民事再生若しくは会社更生の手続きを行う場合。
- 10.2 顧客による契約不履行の場合、コービオンは、顧客に対して即時に効力を有する書面による通知を行うことにより、コービオンの有するその他の権利及び救済を損なうことなく且ついかなる補償責任を負うことなく、以下のいずれかを行う権利を有する。
- a) 本契約の終了（部分的又は全体的のいずれを問わない。）
 - b) 今後の引渡し中止又は停止
 - c) 未払いの引渡し済み商品の取り戻し
 - d) 発生した損害及び費用に対する賠償請求
- 10.3 顧客による契約不履行の場合、顧客がコービオンに対して負う一切の債務は、支払期限が到来し、顧客はコービオンに対して即時に支払いを行わなければならない。
- 10.4 コービオンが、市場における原材料、成分、添加物（剤）、梱包材、輸送、物流サービス、コンテナ、労働力又はエネルギーの不足又は大幅な原価上昇を理由として、一時的に製造及び/又は引渡しの中止又は規模縮小を決定した場合、コービオンは、責任を負うことなく本契約又は発注をキャンセルし、又は終了することができる。
- 10.5 いずれの当事者も、制裁に基づき禁止され、制限され、罰則が科される行為又は当事者が制裁を受けることとなる可能性のある行為を行う義務を負わないものとする。
11. 不可抗力
- 11.1 いずれの当事者も、各当事者の合理的な支配を超える理由により生じた本契約の履行不能又は遅延については、その責任を負わないものとする（但し、支払債務の履行は除く）。上記の合理的な支配を超える理由には、民間若しくは軍による活動、火災、アウトブレイク、エイゼミック、パンデミック、洪水、地震、暴動、戦争、サボタージュ、テロ攻撃、ストライキ、労働争議、労働者のロククアト、輸送及び物流問題、輸出入の規制若しくは遅延、機械の故障若しくは事故、市場における原料（原材料を含む。）、成分、添加物（剤）、梱包材、輸送、物流サービス、コンテナ、労働力又はエネルギーの不足、財政若しくはその他の危機、供給者の不履行、又は政府活動を含む。
- 11.2 上記のような不可抗力事態の場合、当該事態の発生を主張する当事者は、速やかに他方当事者に書面による通知を行い、且つ、できる限り緊急に自らの義務又はその一部の履行を再開するための合理的な努力を尽くすものとする。
12. 雑則
- 12.1 本契約の規定は、各当事者が書面により合意しない限り、変更又は改訂することはできない。
- 12.2 いずれの当事者も、他方当事者による事前の承認を得ずに本契約上の各当事者の権利又は義務を譲渡することはできない。但し、コービオンは、本契約上の義務の全部又は一部を関連会社に譲渡又は承継することができる。
- 12.3 適用される法律により、本条件又は本契約の規定のいずれかが無効又は執行可能性がないと判断される場合、当該規定は、適用法の下で可能な限り最大の範囲内で当該規定の目的を達成するため両当事者により修正されるものとする。本契約のその他の規定は、継続して効力を有するものとする。
- 12.4 国際物品売買契約に関する国際連合条約、又は、国際物品売買統一法のいずれも、本契約には適用しないものとする。
13. 準拠法及び管轄権
- 13.1 本契約は、すべての目的において日本の法律に準拠し且つこれらに従って解釈されるものとする。本契約に基づいて又は関連して生じるすべての紛争は、異なる管轄区域の法律の適用を要求する法の抵触に関する原則に影響を与えることなく、日本国東京における管轄裁判所の管轄権に服するものとする。